

令和 4 年 度

業務番号 委託 第 248 号

しもだサーモンパーク揚水ポンプ  
保守管理業務委託

特 記 仕 様 書

おいらせ町 向川原 地内

おいらせ町

## 1. 共通仕様書の適用

本業務の施行にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」に準拠するほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

## 2. 履行期間

令和 4年 7月 1日から令和 4年11月30日まで

## 3. 業務場所

下記の施設に設置してあるポンプである。

- ① しもだサーモンパーク (おいらせ町 向川原 地内)

## 4. 業務概要

本業務における作業の基準は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書(平成30年度版)」中、表3.2.4制御盤、表4.5.7(B)深井戸ポンプ及び表4.5.7(C)排水ポンプを参考に実施するものとする。

また、作業の際には第1種電気工事士又は第2種電気工事士の資格を有するものが立ち会うこととする。

作業名	作業内容
①公園解放時点検作業 (7月)	1)噴水設備制御盤 ・キャビネット ・導電部 ・機器、制御回路 ・絶縁抵抗 ・接地抵抗 2)給水ポンプ ・砂除去 ・分解清掃 ・Oリング交換 ・メカニカルシール交換 ・オイルシール交換 ・ベアリング交換(6310ZZC3) ・ベアリング交換(6305ZZC3) ・タービンオイル交換(#32) ・ポンプ組立後気密試験 ・コイル洗浄・乾燥後、ワニス仕上げ ・ポンプ外面ケレン、タールエポキシ樹脂塗装
②公園閉鎖時ポンプ休止作業 (11月下旬)	ポンプ休止・水抜き作業
③災害時の施設点検・機能復帰作業	ポンプ休止・施設点検・復旧作業

## 5. 作業体制

- ① 受注者は、現場担当者を選任し業務工程表を作成したうえで、監督員等と協議を行い、業務を実施するものとし、現場担当者に変更があった場合は、監督員に報告を行うこととする。
- ② 現場担当者は、常に監督員と連絡をとれるよう体制を整えることとする。
- ③ 不可抗力等により業務の遂行が困難になった場合は、監督員に確認・協議のうえ業務を進めることとする。

## 6. 機密の保持

受注者は、業務上知り得た機密及び個人情報については、ほかに漏らしてはならない。

また、本記載事項については、委託業務終了後も適用する。

## 7. 法令の遵守

受注者は業務の実施にあたり、関係法令等を遵守しなければならない。

## 8. 業務の注意事項

- ① 本業務の実施にあたっては、来園者等が快適に利用できるよう安全に十分注意し、効率的かつ迅速に作業を行うものとし、事故が発生した場合は、事故報告書を監督員に提出するものとする。
- ② 業務により、施設等の損傷をした場合は、監督員に報告すると共に受託者の負担で現状に復旧するものとする。

## 9. 提出書類

No.	書類	部数	備考
1	業務着手届け	1	業務着手後速やかに
2	請負代金内訳書	1	業務着手後速やかに
3	現場担当者通知書	1	業務着手後速やかに
4	現場担当者経歴書	1	業務着手後速やかに
5	業務工程表	1	契約締結後14日以内
6	作業報告書	1	作業毎1回、翌月の14日まで
7	業務写真帳	1	作業毎1回、翌月の14日まで
8	事故報告書	1	事故発生時
9	業務完了届	1	業務完了の日から5日以内
10	引渡書	1	業務完了の日から5日以内
11	打合簿、その他、監督員が必要と認める書類		

## 10. 契約代金支払い

本業務の契約代金の支払いは年2回払いとする。

11. その他

特記仕様書で定めのない事項について疑義がある場合は協議し定めるものとする。